

附属資料

1	目黒区廃棄物減量等推進審議会答申（抜粋）	54
2	廃棄物減量等推進審議会委員名簿（7・8期）	58
3	審議経過	61
4	リサイクル推進都市宣言	62
5	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例	63
6	目黒区基本構想（抜粋）	74
7	目黒区基本計画（抜粋）	78
8	第三次循環型社会形成推進基本計画（概要版）	81
9	東京都廃棄物処理計画（概要版）	84
10	清掃一組一般廃棄物処理基本計画の概要	85
11	目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書（抜粋）	87

1 目黒区廃棄物減量等推進審議会答申（抜粋）

答申にあたって

目黒区廃棄物減量等推進審議会は、平成26年7月16日に目黒区長から、目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって、廃プラスチックの資源化やサーマルリサイクルをはじめとする現行計画の評価と区民意識や地域特性にあった環境と共生するまちづくりを推進する上で、目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿について諮問を受けた。

審議会では、今回改定される一般廃棄物処理基本計画期間内に、目黒清掃工場建替事業も予定されていることから、特別区全体の清掃工場のあり方も含め、現行計画での取組を検証した。

また、国の循環型社会形成推進基本計画で指摘されている低炭素社会との共存の観点や21世紀がエネルギーとの関わりで人類史上最も重要なターニングポイントであることを踏まえたうえで、清掃・リサイクル事業のあるべき姿について審議を重ね、区民・事業者・行政の協働のもと、東京都や他の22区との協調も図りながら、23区の一員として「範」となるような誇りを持って、環境と共生するまちづくりを進めるための提言として取りまとめた。

目黒区へ9つの提言

提言1 地域特性を踏まえた取組

今後の取組

- ごみの出し方や分別のルールを守らない人が増える事は、集積所のトラブルを増やし、生活環境を損ねる。その上、ルールを守る人の不公平感が助長され、清掃行政に対する信頼を損ねることに繋がる。よって集積所でのごみの排出についての啓発指導の強化が期待される。
- 外国人を含めた転入者や、若年、単身層等、対象者をしぼった普及活動を積極的に展開し、並行して排出指導への強化を図る等、きめ細かな行政施策を展開していくことが重要である。
- 高齢化社会の進展や共働き世帯の増加、排出ルールの徹底等、地域事情を踏まえた要望に応えるため、収集運搬経費に留意しつつ、区内全域での戸別収集体制の検討を進めるべきである。

提言2 ごみ減量とリサイクルの取組

今後の取組

- 目黒区は、リサイクル推進都市宣言区としての実績を踏まえつつ、今後、2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）」を積極的に進め、他の特別区との連携によって23区の「範」となるような最終処分場の延命化に寄与する施策の展開が求められている。
- 資源化促進事業は、目黒区だけではなく、自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐる推進協会等との協働も視野に入れて推進すべきである。

- 生ごみの減量化や雑紙の資源回収を推進することは、ごみ減量効果が高いため、区民・事業者に対して、継続的に普及啓発していく必要がある。
- 食品ロスや未利用食品の減量化には、「めぐろ買い物ルール」を販売業者や区民に普及させ、無駄のない買い物行動へ誘導することを検討されたい。
販売業者には過剰包装の抑制や食品残さの対策として、リターナブル（リユース）商品の拡大、食品残さの抑制のためのバラ売り品目の拡大等、減量に向けた取組を積極的に取り入れるよう働きかけることが重要である。
- 使用済み小型家電の回収体制の充実や古着・古布の回収体制の構築等、資源化促進事業の充実を検討していくことが必要である。
- ごみ減量や資源化の取組は、住民意識の問題が根底にあるため、対象者を絞った意識改革をどのように図るべきかを検討されたい。

提言3 事業系ごみ適正処理対策への取組

今後の取組

- 大規模事業者のごみ減量、リサイクル対策はかなり成果を挙げてきているが、中・小規模事業者は、経済的理由等でごみ減量・リサイクルへの取組が難しいため、現状を把握し、取組みやすい方策を検討されたい。
- 適正処理事業者の不公平感を解消するための排出指導を強化するとともに、事業系ごみを家庭ごみの集積所で回収しないことや、優良事業者に対するインセンティブの導入、事業者の士気高揚のための表彰制度の導入等の方策なども検討されたい。
- 排出指導に係る行政経費を削減するために、過去に不適正な処理がなく、今後の排出処理に関する誓約書を提出した事業者は、優良事業者として排出指導事業者から除外することも検討されたい。
- オリンピック・パラリンピック大会を契機に、目黒区は東京都や他の22区との連携によって、事業系ごみの資源化を推進していくための施策を構築することが望まれる。

提言4 『めぐろ買い物ルール』の発展的な取組

今後の取組

- 目黒区は広める会との協働により、地域社会を構成している事業所・商店街等の団体や区内にあるリサイクルショップ等に対して、めぐろ買い物ルールへの参加を促すとともに、参加店のPRに目黒区が関与するなど、めぐろ買い物ルールへの参加にインセンティブが働く方策を検討されたい。
- 目黒区にゆかりのある著名人を起用する等、マスコミを活用したアピール方法も検討されたい。
- 事業者への活動の輪を広げるとともに、社会状況の変化に対応するための新たなルールの必要性について検討をされたい。
- 「広める会」は、めぐろ買い物ルールの面的な広がりを進めるために、ごみの減量や循環利用に係る地域活動団体のアドバイザー的な役割も果たしていくことが期待される。

提言5 全ての世代への環境学習・普及啓発の取組

今後の取組

- 事業者や区民自身が講師として活動できる方策を検討し、環境負荷の低減に向けた活動をより広めることが期待される場所である。
- 経済活動の中核を担っている事業者や商店街等の特性を踏まえた環境学習や全ての世代に向けた環境学習など、年齢に拘らず誰もが学びたくなる場の提供へと発展させていく工夫が望まれる場所である。
- エコライフめぐろ推進協会との連携により、環境について学ぶ場の充実を図ることが重要である。
- 「広める会」には、豊富な経験と知識を生かし、時代や世代に応じた環境学習や普及啓発活動の一端を担うことが期待される。

提言6 23区清掃事業の仕組みと役割

今後の取組

- プラスチック製容器包装の回収など、ごみの排出抑制に取り組んでいる区に対する財政的インセンティブの導入や区民の不公平感の解消のため、東京都、他の22区、清掃一組へ働きかけるとともに、三層構造での意思決定プロセスの一層の透明化に向けた関係機関との調整に率先して取り組むことが期待される場所である。
- 容器包装リサイクル法において、市区町村の役割とされるプラスチック製容器包装の収集・選別・保管等に係る経費負担の範囲を見直し、拡大生産者責任のもと事業者も市区町村と協働して一定の責任と負担を担うことを積極的に国に働きかけることが期待される場所である。
- 東京都のオリンピック・パラリンピック大会を契機とした事業系ごみの資源化推進に向けた検討において、目黒区が率先して23区の分別基準を見直す提案をするなど、区民の不満や不公平感の改善に努める姿勢が必要である。
- 目黒清掃工場は、平成29年度から平成34年度まで建替工事を予定しており、工事期間中も、区民の安全・安心、環境負荷の低減を図ることを清掃一組に求めていく。
- 東京都、23区、清掃一組による協議の場を設けて、廃棄物の減量や資源化に向けた施策の方向性を検討していく体制を構築することが期待される。

提言7 家庭ごみの有料化に向けた取組

今後の取組

- 他区や清掃一組との協議の場を設けて、課題を共有化し、課題解決に向けた検討を目黒区が主導していくことが期待されている。
- 戸別収集体制が、家庭ごみの有料化に伴う行政サービスになり得るかどうかの検討を加えておく必要がある。

提言8 水銀ごみの適正処理に向けた取組

今後の取組

○水銀による環境汚染の防止や区民の安全で安心、清掃作業員の良好な労働環境の確保に向けた方策として、水銀が含まれている蛍光灯等の分別収集、資源化について、喫緊の課題として取組むべきである。

提言9 災害ごみについて

今後の取組

○目黒区の地域防災計画を踏まえつつ、災害廃棄物処理計画の作成に必要な基準を検討するとともに、23区、清掃一組、東京都、清掃事業者の役割を明確化し、連携のための仕組を整備する必要がある。

おわりに

23区内で発生する一般廃棄物の処理残さや下水汚泥など都市施設廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物の埋立処分は、東京都が設置・管理している中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場で行っている。これらの埋立処分場は、23区の最終処分場として、残余年数50年とされており、廃棄物の減量とリサイクルによって、次世代のために最終処分場の延命化を図ることが重要である。

廃棄物問題の解決には、生産から流通・消費・廃棄の過程に関わる、事業者、区民、行政が、それぞれ主体的にかつ連携して取組むことが必要であり、その取組を実効性あるものとするためには、人々の意識の醸成も重要なポイントである。

今回9つの提言を行ったが、区として独自に解決できるものと、23区共同で取組むべきものが含まれている。区においては、「快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろ」の実現を引き続き目指して計画改定に反映させるとともに、東京都、他の22区、清掃一組への働きかけを積極的に行うことを期待する。

また、目黒区の基本構想では、「環境と共生するまちづくり」を掲げている。平成24年3月に改定された目黒区環境基本計画は、「地域と地球の環境をはぐくむまちめぐろからの挑戦」を目指すべき環境像に掲げ、温室効果ガス排出量の削減やエネルギー消費の抑制等、低炭素社会づくりを推進することとしている。

低炭素社会づくりへの取組については、清掃リサイクル事業とも密接に関係することから、事業推進に当たっては、区の地球温暖化対策事業と連携して進めていくよう要望する。

良好な地球環境を次世代に引き継ぐとともに、次の世紀においても目黒区が快適で誇りのもてる循環型のまちでありたい。今回の提言は、その実現に向けた小さな一歩ではある。しかし、2100年を視野に入れた時、大きな可能性を持った重要な一歩でもあると考える。

2 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（7・8期）

第7期目黒区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

		氏名	所属団体等
学識経験者	1	ヤスイ イタル 安井 至	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
	2	ショウジ ハジメ 庄司 元	（株）環境文明研究所 客員研究員
	3	ヒラオ マサヒコ 平尾 雅彦	東京大学 工学系研究科 教授
区議会議員	4	ニ ミヤ ケイキチ 二ノ宮 啓吉	区議会議員（自由民主党目黒区議団）（平成26年度第1回～第4回）
	5	ヤマミヤ 山宮 きよたか	区議会議員（公明党目黒区議団）（平成26年度第1回～第4回）
	6	ヨシノ マサト 吉野 正人	区議会議員（民主党目黒区議団）（平成26年度第1回～第4回）
	7	イシカワ キョウコ 石川 恭子	区議会議員（日本共産党目黒区議団）（平成26年度第1回～第4回）
	8	コバヤシ 小林 かなこ	区議会議員（自由民主党目黒区議団）（平成27年度第1回）
	9	カワハラ 川原 のぶあき	区議会議員（公明党目黒区議団）（平成27年度第1回）
	10	マツシマ ユウイチロウ 松嶋 祐一郎	区議会議員（日本共産党目黒区議団）（平成27年度第1回）
	11	ニシザキ 西崎 つばさ	区議会議員（民主党目黒区議団）（平成27年度第1回）
事業者団体	12	ハラ キョウタカ 原 清隆	目黒区商店街連合会副会長
	13	ダンムラ モリオ 團村 守男	（一般社団法人）目黒区産業連合会会長
	14	オガワ カ ツ ヨ 小川 加津代	東京商工会議所目黒支部建設・不動産分科会評議員
	15	タニダ カズヨシ 谷田 和美	（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会目黒区支部 副支部長
	16	オオタケ ヒデアキ 大竹 英晃	日本チェーンストア協会関東支部参与 （（株）東急ストア総務部CSR推進（環境活動））
住民団体	17	イシカワ ヤスヒデ 石川 靖英	目黒区町会連合会常任理事
	18	カンバヤシ ヒデキ 官林 秀樹	目黒清掃協力会常任理事
	19	ヤナギ ヨシロウ 柳 芳郎	目黒区住区住民会議連絡協議会 中央地区委員（油面住区住民会議会長）
	20	ヒヤマ シゲコ 檜山 茂子	目黒清掃工場運営協議会参加団体
	21	ニシザワ スミエ 西澤 澄江	目黒区消費者グループ連絡会
公募区民	22	ミウラ ユウコ 三浦 優子	公募区民
	23	クドウ ヤスシ 工藤 泰志	公募区民
	24	マツモト チ エ コ 松本 知江子	公募区民

家庭ごみ専門部会委員名簿

		氏名	所属団体等
◎	1	ヤスイ イタル 安井 至	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
○	2	ショウジ ハジメ 庄司 元	(株) 環境文明研究所 客員研究員
	3	ヒラオ マサヒコ 平尾 雅彦	東京大学 工学系研究科 教授
	4	タニダ カズヨシ 谷田 和美	(公益社団法人) 東京都宅地建物取引業協会目黒区支部 副支部長
	5	カンバヤシ ヒデキ 官林 秀樹	目黒清掃協力会常任理事
	6	ヤナギ ヨシロウ 柳 芳郎	目黒区住区住民会議連絡協議会 中央地区委員 (油面住区住民会議会長)
	7	ヒヤマ シンゴ 檜山 茂子	目黒清掃工場運営協議会参加団体
	8	ニシザワ スミエ 西澤 澄江	目黒区消費者グループ連絡会

※◎は会長、○は副会長

事業系ごみ専門部会委員名簿

		氏名	所属団体等
◎	1	ヤスイ イタル 安井 至	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
○	2	ヒラオ マサヒコ 平尾 雅彦	東京大学 工学系研究科 教授
	3	ショウジ ハジメ 庄司 元	(株) 環境文明研究所 客員研究員
	4	ハラ キヨタカ 原 清隆	目黒区商店街連合会副会長
	5	ダンムラ モリオ 團村 守男	(一般社団法人) 目黒区産業連合会会長
	6	オガワ カ ツ ヨ 小川 加津代	東京商工会議所目黒支部建設・不動産分科会評議員
	7	オオタケ ヒデアキ 大竹 英晃	日本チェーンストア協会関東支部参与 ((株) 東急ストア総務部CSR推進 (環境活動))
	8	イシカワ ヤスヒデ 石川 靖英	目黒区町会連合会常任理事

※◎は会長、○は副会長

第8期目黒区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成27年7月1日現在

		氏名	所属団体等
学識経験者	1	ヤスイ イタル 安井 至	独立行政法人製品評価技術基盤機構名誉顧問
	2	ショウジ ハジメ 庄司 元	(株)環境文明21 客員研究員
	3	ヒラオ マサヒコ 平尾 雅彦	東京大学 工学系研究科 教授
区議会議員	4	コバヤシ かなこ 小林 かなこ	区議会議員(自由民主党目黒区議団)
	5	カワハラ のぶあき 川原 のぶあき	区議会議員(公明党目黒区議団)
	6	マツシマ ユウイチロウ 松嶋 祐一郎	区議会議員(日本共産党目黒区議団)
	7	ニシザキ つばさ 西崎 つばさ	区議会議員(民主党目黒区議団)
事業者団体	8	ハラ キョウタカ 原 清隆	目黒区商店街連合会副会長
	9	ダンムラ モリオ 團村 守男	(一般社団法人)目黒区産業連合会会長
	10	コバヤシ フサコ 小林 富佐子	東京商工会議所目黒支部情報・卸分科会 副分科会長
	11	キ コウ チエコ 亀甲 智恵子	(公益社団法人)東京都宅地建物取引業協会目黒区支部幹事
	12	オオタケ ヒデアキ 大竹 英晃	日本チェーンストア協会関東支部参与 ((株)東急ストア総務部CSR推進(環境活動))
住民団体	13	フジハシ アツオ 藤橋 厚夫	目黒区町会連合会常任理事
	14	コバヤシ マサコ 小林 雅子	目黒清掃協力会婦人部書記
	15	ツノダ フミオ 角田 文夫	目黒区住区住民会議連絡協議会 南部地区委員
	16	サイトウ ノブコ 斎藤 宣子	目黒清掃工場運営協議会参加団体
	17	シミズ ヨウコ 清水 洋子	目黒区消費者グループ連絡会
公募区民	18	コジョウ ゆかり 古城 ゆかり	公募区民
	19	ヒラタ マサオ 平田 正男	公募区民
	20	オオコシ トシオ 大越 敏男	公募区民

3 審議経過

開催年月日		審議内容
26年度	第1回 7月16日	・ 諮問「目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定について」 ・ 平成26年度の目黒区一般廃棄物処理基本計画改定の進め方について ・ 目黒区のごみ資源の現状と課題について ・ ごみ組成調査について ・ 目黒清掃工場整備事業について ・ リサイクル関連施設の見直しについて
	第2回 10月20日	・ 平成25年度目黒区のごみ量と資源回収量について ・ 各専門部会での検討状況について ※家庭ごみ専門部会2回、事業系ごみ専門部会2回の審議を行った。 ・ 目黒清掃工場建替事業に伴う環境影響評価手続きについて ・ 目黒区ごみ計量調査及び組成分析調査結果概要（暫定版） ・ 目黒区ごみと資源に関するアンケート調査について（対象者区民暫定版） ・ 目黒区ごみと資源に関するアンケート調査について（対象者事業者暫定版）
	第3回 1月29日	・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定に係る審議会答申骨子（案）について ・ 平成27年度使用済み小型家電回収事業の取り組みについて（案） ・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書（案）について ・ プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について ・ 古紙持ち去り行為撲滅対策にかかる覚書の締結について
	第4回 3月20日	・ 目黒区廃棄物減量等推進審議会答申（案）について
27年度	第1回 6月3日	・ 区長への答申提出について
	第2回 7月22日	・ 目黒区のごみ資源の現状と主な課題について ・ 廃棄物減量等推進審議会答申について ・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定の考え方
	第3回 8月25日	・ 一般廃棄物処理基本計画原案について ・ 今後の計画改定に伴うスケジュールについて
	第4回 10月30日	・ 一般廃棄物処理基本計画改定素案について ・ 平成26年度目黒区のごみ量と資源量について ・ 目黒区環境基本計画の改定の進め方について
	第5回 1月20日	・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案に対するパブリックコメント実施結果について ・ プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について
	第6回 2月18日	・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定案について ・ 蛍光管等の分別回収と適正処理の実施について

4 リサイクル推進都市宣言

多くの生命（いのち）が息づき
 自然のめぐみを与えてくれる地球
 その地球は今
 わたしたち人間の営みによって
 あえいでいます
 限りある地球資源と
 かけがえのない地球環境を
 より豊かにして
 未来へ手渡すために
 本当に必要なものを
 必要な量だけ使うくらし
 資源を大切にするくらし
 そうしたくらしを目黒区は広げていきます
 ここに、環境と人間が調和したリサイクル型社会を、たがいに力を合わせて
 実現していく、リサイクル推進都市であることを宣言します。

（平成5年5月30日、目黒区告示第147号）

5 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例

平成11年12月目黒区条例第30号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

- 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

第2節 区長の責務等

(基本的責務)

第3条 区長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 区長は、再利用の促進及び廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 4 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及

び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第5条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第6条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(目黒区廃棄物減量等推進審議会への諮問)

第7条 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、目黒区廃棄物減量等推進審議会に諮らなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に係る熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理等のため、区の施策への協力その他の必要な活動を行う。

(他の地方公共団体との協力等)

第9条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第3節 事業者の責務

第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理の確保に関し、区の施策に協力しなければならない。

第4節 区民の責務

第11条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 区民は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、区の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第12条 区長は、再利用を目的とした分別回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用等に関する計画)

第13条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第14条 区長は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区長の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第15条 区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成12年条例54号〕)

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるものの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所

有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画に係る書類を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第21条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第22条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証

拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第23条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお第21条の勧告に係る措置を採らなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第3節 区民の減量義務

（自主的行動）

第24条 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（商品の選択）

第25条 区民は、商品の購入に当たっては、簡易包装化がなされている商品、詰め替え可能な商品、繰り返し使用が可能な容器を用いている商品等、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

（家庭廃棄物の処理）

第26条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等適正に処理しなければならない。

（事業系廃棄物の処理）

第27条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業者の中間処理義務）

第28条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

（処理技術の開発）

第29条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理に

ついて、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第30条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第31条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第32条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の規定により事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 区長は、第2項の事業者が同項の規定による回収をしないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第33条 区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

(処理)

第34条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前2項に規定する処理の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第35条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第73条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、それぞれ別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

第35条の2 家庭廃棄物のうち古紙、びん、缶又はペットボトルその他の再利用の可能なもの（以下「資源物」という。）で、前条第1項の規定により所定の場所に持ち出されたものについては、区長が指定する者以外の者は、収集し、又は運搬してはならない。

2 資源物のうち、第24条に規定する区民の自主的な活動により指定された場所に持ち出されたものについては、当該区民が指定する者以外の者は、収集し、又は運搬してはならない。

(追加〔平成20年条例9号〕)

(勧告及び命令)

第35条の3 区長は、前条の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬する者（これらの行為を唆した者を含む。）に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者に対して、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(追加〔平成20年条例9号〕)

(公表)

第35条の4 区長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(追加〔平成20年条例9号〕)

(粗大ごみの排出方法)

第36条 占有者は、粗大ごみ(区民の日常生活に伴って生じた不要とされた耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物をいう。以下同じ。)を排出するときは、別表の規定に基づき規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第53条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第37条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は第48条第1項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第54条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第38条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

第38条の2 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(以下「特定家庭用機器廃棄物」という。)を排出してはならない。

2 占有者は、家庭廃棄物である特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、特定家庭用機器再商品化法第5条に規定する小売業者若しくは区長が指定する者又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等(同法第2条第3項に規定する

再商品化等をいう。)をする者(以下「小売業者等」という。)に対し、当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡し、当該小売業者等の求めに応じ料金の支払に応じることにより、当該小売業者等が同法の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(追加〔平成12年条例69号〕)

(動物の死体)

第39条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第40条 区長は、占有者が第35条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

(事業者の処理)

第41条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第34条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置等)

第42条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第43条 区長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理を行って排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第44条 区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第45条 事業者のうち規則で定めるものは、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該委託を受けた者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の規定により委託を受けた者は、その委託を受けた事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第46条 区長は、事業者が第41条又は第42条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

(準用)

第47条 第34条第1項、第35条、第35条の2第1項、第35条の3、第35条の4、第38条、第39条及び第40条の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

(一部改正〔平成12年条例69号・20年9号〕)

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第48条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項の規定により一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画の中で定めるものとする。

(処理命令)

第49条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めると

きは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第50条 第34条第1項、第35条、第40条、第42条、第43条及び第46条（第41条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。）の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置等

第51条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、第1項に規定する保管場所等について建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

第6節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第52条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬をしたとき（粗大ごみの場合にあっては、収集及び運搬をするとき。）は、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。次項において同じ。）又は第48条第1項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物又は第48

条第1項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

- 4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
- 5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

- 第53条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。
- 2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

(有料ごみ処理券の交付)

- 第54条 区長は、第52条第2項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（臨時に排出する事業者を除く。）に有料ごみ処理券を交付する。
- 2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

(動物死体処理手数料)

- 第55条 区長は、第39条（第47条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

- 第56条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第52条の廃棄物処理手数料又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

- 第57条 第52条の廃棄物処理手数料又は第55条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。
- 2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

- 第58条 前条の規定による督促をした場合においては、第52条の廃棄物処理手数料又は第55条の動物死体処理手数料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

- 第59条 第52条の廃棄物処理手数料又は第55条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第4章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

- 第60条 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可の申請が、法第7条第5項又は第10項（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、これらの許可をしてはならない。
- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - イ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る目黒区行政手続条例（平成8年3月目黒区条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ウ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

エ ウに規定する期間内に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、ウの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人でその役員又は使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

キ 個人で使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

2 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

（一部改正〔平成15年条例36号・17年65号〕）

第61条 削除

（削除〔平成17年条例65号〕）

（処理基準）

第62条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物

処分業者は、第34条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（遵守義務）

第63条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
- （2）許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（事業の停止命令）

第64条 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- （1）この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- （2）その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第60条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。

（一部改正〔平成12年条例54号・15年36号・17年65号〕）

（許可の取消し）

第64条の2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条の規定による事業の停止命令に違反したときは、その許可を取り消さなければならない。

2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- （1）第60条第1項第2号アからキまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- （2）前条第1号に該当するとき（前項に該当するときを除く。）。)
- （3）前条第2号に該当するとき。

（追加〔平成15年条例36号〕、一部改正〔平成17年条例56号・65号〕）

（許可証の再交付）

第65条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したと

きは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

(許可手数料等)

第66条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、他の特別区において一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であって、区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするものは、この限りでない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 15,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 15,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者であって、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業者であって、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10,000円
- (7) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

(一部改正〔平成17年条例65号〕)

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第67条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第68条 何人も公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流

出ないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第69条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に必要と認める場合は、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第70条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第71条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

第6章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第72条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第73条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第74条 区長は、法第19条第1項に規定するもの

のほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第75条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(委任)

第76条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第32条第4項の規定による命令に違反した者

(2) 第43条(第50条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(3) 第46条(第50条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

(4) 第51条第3項の規定による命令に違反した者

第78条 第40条(第47条及び第50条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第51条第1項の規定による届出をしなかった者

(2) 第63条の規定に違反した者

第80条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年6月東京都条例第140号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事が行った許可等の処分その他の行為又は東京都知事に対して行った許可の申請その他の行為で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定により、区長が行った許可等の処分その他の行為又は区長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

3 この条例施行の際現に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で当該手続がされていないものであって施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定により区長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で当該手続がされていないものとみなす。

(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)

4 施行日前に都条例第58条の2又は第58条の3の規定により東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、施行日以後3月間、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第53条又は第54条の規定により区長が交付したものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第58条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、

これを切り捨てる。

(一部改正〔平成25年条例32号〕)

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

6 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者であつて、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするものに係る許可手数料について、施行日以後6年間、区長は、規則で定めるところにより、第66条第1号から第4号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

付 則 (平成12年条例第54号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第69号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年条例第36号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第56号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第65号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表の1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成20年4月30日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処

理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、なお従前の例による。

4 付則第2項の規定にかかわらず、施行日以後の収集及び運搬に係る粗大ごみの廃棄物処理手数料は、施行日前に収集及び運搬の申込みを受けた場合に限り、なお従前の例による。

5 新条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料に係る有料ごみ処理券を交付するための手続等は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成20年3月14日条例第9号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月7日条例第71号)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成25年10月31日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、なお従前の例による。

4 付則第2項の規定にかかわらず、施行日以後の収集及び運搬に係る粗大ごみの廃棄物処理手数料は、施行日前に収集及び運搬の申込みを受けた場合に限り、なお従前の例による。

付 則 (平成25年12月6日条例第32号)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例付則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

6 目黒区基本構想（抜粋）

第3章 基本理念

目黒区は、この基本構想を策定するに当たり、前基本構想が基本理念としてきた「人間性の尊重」を受け継ぎ、これを現代日本の社会状況に即して更に発展させる趣旨で、次の三つの基本理念を掲げ、これらが目黒区の地域社会に実現されることを目指します。

2. 環境と共生する

「環境と共生することなしに真の人間性の尊重はあり得ない」という視点に立って、少しでも環境負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境の保全・改善に努めることを、目黒区行政のあらゆる分野に共通する基本課題として位置付けるとともに、区民一人ひとりが、自らの行動による環境への負荷を極力少なくし、身近な都市環境の改善に取り組む社会をつくります。

第4章 まちづくりの方向

目黒区は、目黒区の地域社会に三つの基本理念が実現されることを目指し、「ともにつくる・みどり豊かな・人間のまち」を「まちづくりの方向」と定めます。

これは、社会経済状況が変化する中で、常に目黒区のまちづくりにおいて目指すべき基本的な方向性を示すものです。

この「まちづくりの方向」の文言は、「住民自治を確立する」、「環境と共生する」、「人権と平和を尊重する」の三つの基本理念の内容をそれぞれ象徴するものであり、目黒区のまちづくりが、主権者である区民の主体的な地域活動や行政参加の促進を通じて、住民自治の確立を図ること、**環境との共生の視点に立って、環境への負荷を減らし、自然の保全や良好な都市環境の改善に取り組むこと**、すべての人が人間として平等に大事にされ、人権と平和を尊重する社会を目指すことを、方向として進められることを表すものです。

第5章 基本理念を実現するための基本目標と基本方針

1. 基本理念と基本目標・基本方針の関係

目黒区は、目黒区の地域に三つの基本理念を実現するために、次のとおり、「四つの基本目標」と「三つの基本方針」を定めます。

基本目標は区の政策の内容に関する基本的な目標であり、基本方針は区政のあらゆる分野に横断的にかかわる手法や手続に関する基本的な方針です。

つまり、基本目標を具体化した政策内容を、基本方針に沿った手法によって実現していくことを目指すものです。

1 四つの基本目標

- 豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち
- ふれあいと活力のあるまち
- ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち
- 環境に配慮した、安全で快適なまち

2 三つの基本方針

- 区民と行政の協働によるまちづくりの推進
- 男女が平等に参画する社会づくりの推進
- 基礎的自治体としての行財政能力の充実

2. 四つの基本目標

〈豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち〉

目黒区は、区民一人ひとりが平和を愛し、基本的人権を尊重して、人間性豊かに、だれもがその個性を発揮できるまちを目指します。

教育は、憲法や教育基本法に基づいて、人格の完成を目指し、平和で人間らしい文化と社会をともに創り出していくためのものです。

目黒区は、区民一人ひとりが個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるよう、社会教育、スポーツ・レクリエーション、芸術文化の振興など生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の諸条件が整備されたまちを目指します。

また、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、社会の一員として、人権を尊重し、人間性豊かに成長することを願い、学校教育を充実させるとともに学校施設・機能の開放を進め、学校、家庭及び地域社会が連携し、地域の教育機能を高めます。

〈ふれあいと活力のあるまち〉

目黒区は、地域に住む人、地域で働く人や学ぶ人、また、高齢者、障害者や外国人などさまざまな人びとが豊かな交流をし、人びとの自主性と連帯意識に基づいた多様な地域活動が活発に展開されることにより、豊かなコミュニティづくりを通じての住みよい地域社会の形成を進めます。

また、豊かで暮らしやすく活力あるまちづくりを進めるためには、地域経済の発展は重要な課題です。

にぎわいとふれあいのある魅力的な商店街がまちにあり、新しい時代を担う地域産業が盛んに展開され、人びとがいきいきと働けるまちを目指します。

さらに、安全で安心できる消費生活の実現を図ります。

〈ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち〉

目黒区は、保健、医療、福祉など幅広い視点に立って、安心して子どもを産み育て、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活が続けることができるまち、そして、すべての区民が生涯を通じて健康にいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

また、ノーマライゼーションの考え方を基本に、だれもが安全で快適に暮らすことができる、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、区民、事業者、行政の協働により、区民一人ひとりの権利が守られた、ともに支え合う地域づくりを進めます。

〈環境に配慮した、安全で快適なまち〉

目黒区は、良好な住環境と貴重な自然を守り、はぐくむとともに、地域の特性に配慮した市街地の形成や人にやさしい都市基盤施設の整備などを進め、環境にやさしい、いつまでも安心して住み続けることができるまちを目指します。

また、これらのまちづくりに当たっては、区民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割と責任を果たしていくため、多様な参加と協働の仕組みづくりを進めます。

3. 三つの基本方針

〈区民と行政の協働によるまちづくりの推進〉

基礎的自治体にとって、住民が地域社会に関心を持ち、自治意識と連帯感を共有し、互いの意見を尊重しながら、地域の課題やまちづくりに取り組む地域共同体として、コミュニティの形成は、欠くことのできない基本的な課題です。

また、高齢社会における福祉や防災、環境問題、高度情報化への対応など、地域社会の課題の解決を図るとともに、地方分権の時代にふさわしい住民自治を実現していくためには、自治体は、ボランティアやNPO（非営利活動団体）など住民によるさまざまな自主的な公益的活動に対して、住民による主体的な自治の取り組みとしてその活発化を支援する立場から、連携・協力関係を築いていくことが必要です。

このため、区は、住民自治の確立に向け、IT（情報通信技術）の進展に伴うさまざまな情報媒体を活用して、行政情報の公表や提供などを通じて説明責任を積極的に果たし、公正・透明で、開かれた区政運営に努めるとともに、コミュニティ活動をはじめ、区民の主体的な地域活動の支援と実効性ある住民参加システムの構築を図り、区民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

なお、「区と区民の協働」に求められる関係とは、地域住民は地域づくりにおける主体であるとともに、その担い手であるという住民自治の理念のもとに、地域住民と行政が、ともに地域社会を支える当事者であるという認識に立って、両者が従属的・依存的でなく、一定の距離と緊張関係をもって相互に影響しあいながら、共通する目的の実現を目指して連携・協力する関係です。

したがって、協働するに当たって、行政は、区民の活動が自主的・自律的に展開されるよう、また、区民の活動と行政の活動の協働効果が最大となるよう、さらに、区民の自主的活動の発展が地方自治の成熟に結びつくよう留意していくことが必要です。

〈男女が平等に参画する社会づくりの推進〉

性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女ともに、自立した個人として人権が尊重される男女平等社会を実現するためには、女性も男性も等しく個人の能力を発揮し、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合う社会を形成していく必要があります。

このため、区は、関係施策を総合的・計画的に推進するとともに、あらゆる行政分野に男女平等の視点を導入し、男女が平等に参画する社会づくりを推進します。

〈基礎的自治体としての行財政能力の充実〉

区は、基礎的自治体として、拡大する権限と責任にふさわしい主体的かつ個性豊かな区政を展開していくとともに、限りある行政資源の中で、増大し、多様化する行政需要にこたえつつ、区民福祉の一層の向上に努めていかなければなりません。

このため、区は、区民への説明責任を積極的に果たしながら、行政の責務として絶えず行財政改革に取り組み、財政構造の健全化と安定的な財政基盤の確立を図るとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効果的・効率的な行政執行体制の確立を目指します。

また、特別区制度改革の実現と地方分権の推進によって拡大した区の権限と責任にふさわしい区政を展開できるよう、組織としての政策形成能力の向上を図るとともに、国及び東京都への働きかけを通じて、権限に見合った財源の安定的・恒久的な確保に努めます。

さらに、住民の信託に基づく「身近な政府」として、自らの責任と判断によって、より主体的な自治体行政の展開が可能となるよう、事務権限と財政自主権の一層の拡充に向けて取り組み、地方自治の確立を目指します。

7 目黒区基本計画（抜粋）

第2章 基本目標別計画 第4節 環境に配慮した安全で快適なまち

第7 環境への負荷の少ない地域社会の形成

現況と課題

人々の便利で快適な暮らしの進化は、化石燃料※等の大量消費による温室効果ガス※濃度の急激な上昇を招き、地球温暖化防止対策は世界規模の課題となっています。また、都市部では、温暖化に加え、アスファルトなどの人工物による地表面の被覆や冷暖房等の人工的な排熱の増加により、郊外に比べて気温が高くなるヒートアイランド現象※が顕著になっており、対策が急がれています。

地球温暖化対策のための施策の実施義務を先進国に課した「京都議定書」の第一約束期間（平成20年～24年）に入り、地球温暖化対策の推進に関する法律その他の関係する法律や東京都条例の改正が行われました。さらに、国際的には次の目標に向けた検討が進んでいます。

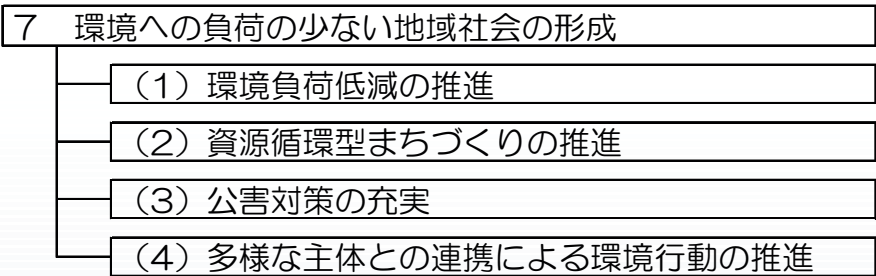
区では、環境基本条例を基本に、環境を保全する施策をより総合的かつ計画的に推進し、平成19年度には「地球温暖化対策の推進」を新たに環境基本計画の重点プロジェクトとして加えました。

区民や事業者の環境に対する意識は年々高まっており、地域の生活環境の問題から自然環境の保全、ごみの減量、リサイクル、省資源・省エネルギー、地球環境問題まで多くの活動が展開されています。

ごみの排出量をみると着実に減少しています。資源の種類を拡大し、従来の古紙・びん・缶・ペットボトルに加え、平成20年度からは新たにプラスチック製容器包装の回収を始めました。しかしながら、都市における生活の利便性が高まるにつれ、環境への負荷は拡大する傾向にあります。

環境負荷低減のためには、区民、事業者が環境問題への認識を深め、まず行動すること、また、自然環境の保全や環境への負荷の少ない地域社会の形成に向けて、区と効果的な相互連携を図れる仕組みをつくる必要があります。

施策の体系



10年後の目黒の姿

- エネルギー資源を有効に活用し、地球環境への負荷を減らすことの重要性を区で活動・生活する人すべてが認識しており、二酸化炭素等の温室効果ガス※の排出削減と太陽光発電等の地球にやさしいエネルギー資源の活用が進んでいます。
- 地球にやさしい生活・事業活動のあり方が大人から子どもに引き継がれ、多様な主体が自らの役割を理解し、連携しながら環境配慮行動に携わっています。

施策1 環境負荷低減の推進

- 地球温暖化やヒートアイランド現象※などの現状について、区民・事業者等に周知するとともに、環境配慮行動を誘導し、支援に努めます。
- 自動車利用にあたっては、エコドライブや低燃費車の普及を進めます。
- 区民・事業者に対し、環境負荷低減に効果のある機器等の導入を促します。
- 一事業者でもある目黒区が率先して環境負荷低減の具体策に取り組みます。

施策2 資源循環型まちづくりの推進

- 区民や事業者が、生活習慣や事業活動を見直し、ごみの発生抑制に積極的に取り組めるように働きかけます。
- 円滑な資源循環を促進するため、再使用、再利用すべき対象品目や回収目標量を定め、再資源化に取り組みます。
- 地域の実態に配慮した資源の回収、ごみの収集を行います。運搬と中間処理の過程でも、環境への負荷が少ない効率的かつ適正なごみ処理方法や低公害車の導入などに取り組みます。

施策3 公害対策の充実

- 大気汚染や騒音等の公害に対しては、事業所に対する発生源対策を継続するとともに、自動車交通の円滑化や低公害車の普及を進めます。公害情報の周知・提供に努め、対策のための啓発を行います。
- 有害物質による土壌汚染等の情報提供を行い、事業者の汚染地対策を促します。有害化学物質を取り扱う事業者に適正な管理を徹底させるとともに、アスベスト※の飛散防止対策に取り組みます。
- 飲食店の臭気、エアコンの騒音など日常生活に起因する近隣公害に関し、環境配慮への理解を高めるための啓発等を行います。
- 事業所が住宅と共存できるような、地域特性に合わせた環境整備を進めます。
- 事業者が自主的に環境負荷を低減する事業展開ができるように、啓発・支援を行います。

施策4 多様な主体との連携による環境行動の推進

- 環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、環境学習推進計画に基づき、広範かつ多岐にわたる環境保全施策を効果的に展開します。
- 区民、事業者、区の協働による環境保全活動を促進するため、キャンペーン、環境イベント等を実施するとともに、地域の活動を支援します。
- 実行プログラムの作成・普及を通じ、目標を設定して地域の環境負荷の低減を進めます。
- 具体的な行動に結びつく知識の普及を進め、環境保全活動が地域に広がる人材づくりを支援します。
- 地域の人材や団体・組織の活動の活性化とネットワークづくりを図るとともに、区民・事業者・活動団体と協働し、広く環境保全活動を進めます。
- 事業者でもある区は、地球温暖化防止に関する計画などに基づき、環境配慮行動を自ら率先して進めます。
- 環境保全施策の実施状況および評価を明らかにした環境報告書を公表します。

第3章 重点プロジェクト 第2節 重点プロジェクトの設定

5 地球温暖化防止プロジェクト

(1) 課題

環境問題の大きな側面として、地球温暖化が深刻化しています。「京都議定書」の第一約束期間（平成20～24年）に入り、CO₂などの温室効果ガス※削減（1990年比6%減）に対する国を挙げた早急な取組が求められ、国際的には更に次期目標に向けた検討が進められています。

区としても、区民、地域、事業者、行政の連携・協力により、大量消費型の経済活動や利便性優先のライフスタイルを改め、環境への負荷の少ない社会の構築に向けた取組を充実し、地域から発信することが重要な課題になっています。

また、みどりは、地域を安らぎと潤いのある空間にするものであり、環境に配慮したまちづくりにとって欠かせないものです。潤いのある都市環境のシンボルとして、残された貴重なみどりを守り、新たに育て、地球へ、未来へと伝えることのできる自然環境の保全・創出が求められています。

(2) 取組の方向と目指す姿

「地球温暖化の防止を地域から推進します」

- 環境配慮行動を実施する事業者や家庭が増加し、家庭や事業所、区有施設での太陽光発電などの自然エネルギー利用も年々拡大して、区全体のCO₂排出量が削減されています。
- 区民の生活様式や事業者の事業活動が見直され、ごみゼロを目指した区民・事業者の3R（リデュース（Reduce：減らす）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化））活動が活発に行われており、地域のリサイクルや資源回収の取組によりごみの排出量が減少しています。
- 保存樹木等の増加、接道・屋上・壁面・ベランダの緑化など公共施設や民有地の緑化が推進され、区内のどの地域でも、みどりの豊かな街並みづくりが進んでいます。また、自然環境の保護に関する区民や地域の自主的活動が活発に行われています。

8 第三次循環型社会形成推進基本計画（概要版）

循環型社会を形成するための法体系



第三次循環基本計画（平成25年5月31日閣議決定）のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- ・ 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

循環資源の高度利用・資源確保

- ・ 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

安全・安心の確保

- ・ 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

世界規模での取組の必要性

- ・ 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し

新たな目標

- ・ より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

()内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化



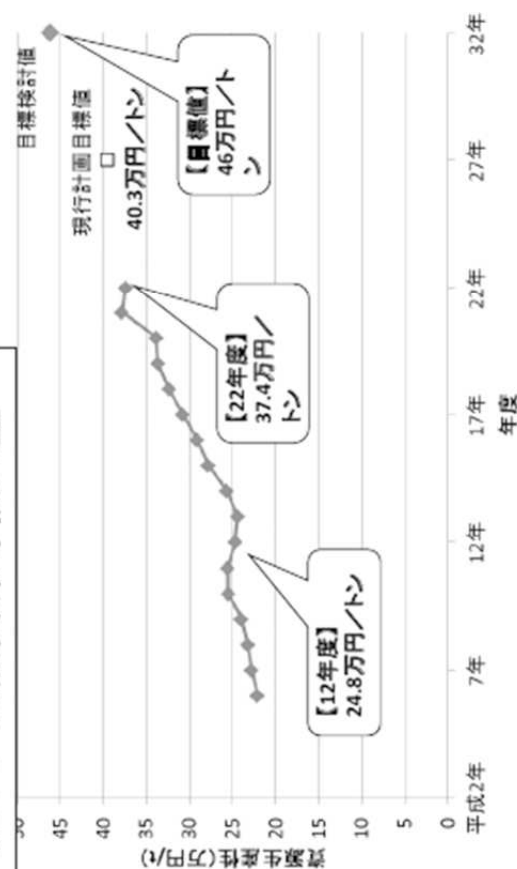
東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

物質フロー指標- 目標を設定する指標 -

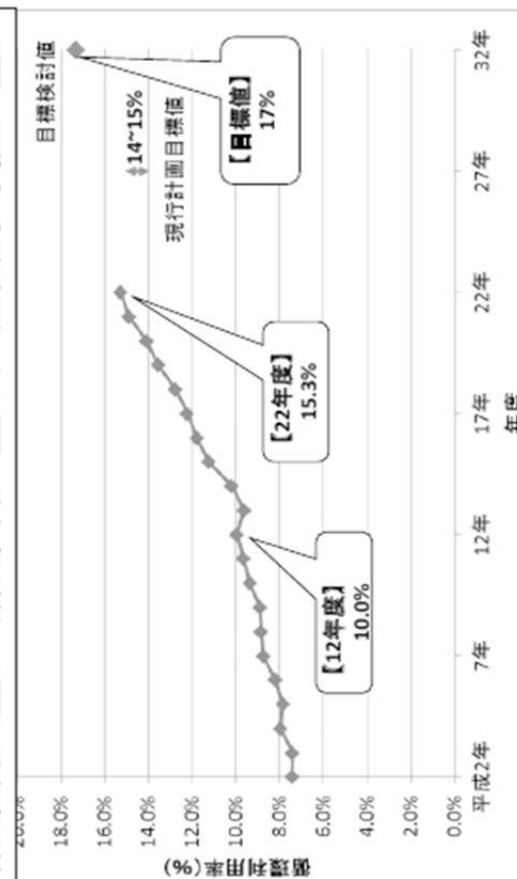
「入口」: 資源生産性

GDP/天然資源等投入量



「循環」: 循環利用率

循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)



「出口」: 最終処分量

